

○追手門学院大学小学校教諭一種免許取得給付奨学金規程

2014年11月17日

制定

(目的)

第1条 この規程は、本学の「小学校教諭一種免許取得支援プログラム（以下「支援プログラム」という。）」の履修者に対し奨学金を支給することで学資を援助し、小学校教諭一種免許取得を奨励することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学小学校教員教諭一種免許取得給付奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学小学校教員教諭一種免許取得給付奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資格)

第3条 奨学生となる者は、本学に在籍する2年生以上の学部学生で、「支援プログラム」の履修を許可された者のうち、学業成績（GPAと教職関係科目の成績）が優秀である者とする。

(募集)

第4条 奨学生の募集は、「支援プログラム」の募集（毎年12月）と併せて行う。

(申請)

第5条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を教務課を通じて、学長に提出しなければならない。

(採用人数)

第6条 奨学生の採用人数は、別に定める。

(金額及び期間)

第7条 奨学金は給付制とし、金額は、「支援プログラム」の履修に必要な費用のうち、「入学金」、「資格登録料」、「授業料45単位分」相当分とする。協定大学により費用が異なる場合は、奨学金の金額は費用の小額の大学に合わせるものとする。

2 奨学金の給付は、当該年度限りとする。

(選考及び決定)

第8条 奨学生の選考は、教職課程運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(他の奨学金との併用)

第9条 奨学生がその資格を有する期間、本学の他の奨学金を重複して受給することができ

る。

(失格)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学又は退学したとき
- (2) 除籍になったとき
- (3) 「支援プログラム」の履修を継続しないとき
- (4) 法令及び追手門学院大学学則その他諸規則に違背し、懲戒処分を受けたとき
- (5) 奨学金を辞退したとき
- (6) 在学中に「小学校教諭一種免許状」が取得できなかったとき

(返還)

第11条 奨学生が前条のいずれかに該当する場合には、返還を求めることができる。

- 2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金を一括して返還しなければならない。

(所管)

第12条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学生の選考に関し必要な事項は教職課程運営委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2014年11月17日から施行する。
- 2 この規程は、2014年度以降に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2019年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。